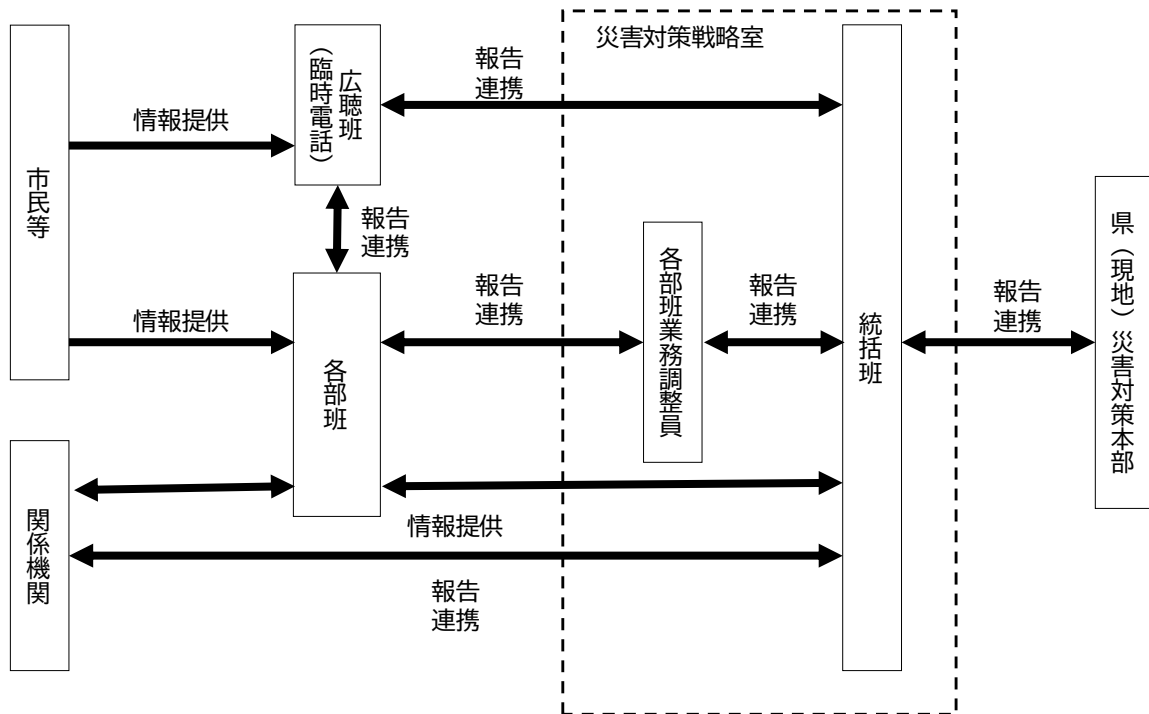


## 2 情報収集・報告、通信、災害広報

### 2-1 被害状況等情報の収集、報告の系統



# 災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日  
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、  
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平  
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情  
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

## 第 1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

## 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害				
災害名	確定年月日	月	日	時	確定	田	流失・埋没	ha		
							冠水	ha		
報告者名		畑				そ	流失・埋没	ha		
							冠水	ha		
報告者名						学	校	箇所		
区分		被害				病	院	箇所		
人的被害	死者		人				道	路	箇所	
	うち 災害関連死者		人				橋	りょう	箇所	
	行方不明者		人				河	川	箇所	
	負傷者	重傷		人				港	湾	箇所
軽傷		人				砂	防	箇所		
住家被害	全壊		棟				の	清掃施設	箇所	
			世帯				崖	くずれ	箇所	
			人				鉄道	不通	箇所	
	半壊		棟				他	被害船舶	隻	
			世帯				水	道	戸	
			人				電	話	回線	
	一部破損		棟				電	気	戸	
			世帯				ガ	ス	戸	
			人				ブロック塀等		箇所	
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
床下浸水		棟				り	災世帯数	世帯		
		世帯				り	災者数	人		
		人				火災発生	建	物	件	
非住家	公共建物		棟				危	険	物	件
	その他		棟				そ	の	他	件

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 置 対 策 町 村 本 部 名	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円		災 害 置 対 策 町 村 本 部 名	計 団 体			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体			災 害 適 用 市 町 村 助 法 名			
そ の 他	農 産 被 害	千 円					
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
					計 団 体		
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

発生年月日		災害名					計									
区分																
電	話	回線														
	電	気	戸													
	ガ	ス	戸													
そ の 他	ブロック塀等	箇所														
火 災 発 生	建	物	件													
	危	険	物	件												
	そ	の	他	件												
り	災	世	帯	数	世帯											
り	災	者	数	人												
公	立	文	教	施	設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )									
農	林	水	産	業	施	設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )								
公	共	土	木	施	設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )									
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )							
小	計	千円	( )	( )	( )	( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )									
	公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体				
そ の 他	農	産	被	害	千円											
	林	産	被	害	千円											
	畜	産	被	害	千円											
	水	産	被	害	千円											
	商	工	被	害	千円											
	そ	の	他	千円												
被	害	総	額	千円												
都	道	府	県	設	置	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
				災	害	対	策	本	部	解	散	月	日	月	日	月
災				害	対	策	本	部	設	置	市	町	村	団	体	
災				害	救	助	法	適	用	市	町	村	団	体	団	体
消				防	職	員	出	動	延	人	数	人	人	人	人	
消				防	団	員	出	動	延	人	数	人	人	人	人	

## 2-2②

### 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

〔平成24年3月9日消防応第49号〕

〔改正 平成25年3月消防応第14号、  
平成31年4月消防応第29号〕

1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

#### (1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

#### (2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合

→ 被災地で計上

(イ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く。）

→ 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→ 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村と

するが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不相当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→ 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→ 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。  
なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→ 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの

→ 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

#### (2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上

イ 3(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→ 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

#### 4 その他

(1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

## 2-2③

府政防670号  
令和3年6月24日

警察庁警備局長 殿  
消防庁次長 殿  
中小企業庁次長 殿  
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

### 災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）（以下「平成13年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成25年6月施行の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年10月には、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和2年12月施行の被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成13年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別 紙

被害種類	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

# 災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2第1項)

## ■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和3年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

## ■ 災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

## 2-3 避難所状況集約表（1）

- ◎二重線の項目は毎回報告必須、太枠は開設初期段階において報告必須です。
- ◎避難班から指定された方法（電子申請システム、メール、MCA 無線等）で報告します。
- ◎発災初期で収集できなかった項目は、運営体制が整った段階で情報を収集するように努めます。

避難所名：(No. )		避難班報告日時： 年 月 日( ) 時 分		
①確認日時	年 月 日( ) 時 分	<b>②第 報</b>		
③施設被害				
ライフライン	④電気			
	⑤水道			
	⑥電話			
	⑦インターネット			
避難者情報	避難者数	⑧男 人	⑩合計 人	
		⑨女 人		
	負傷者数	⑪重傷	人	
		⑫軽傷	人	
	要配慮者数 <small>※1 支援が必要と思われる人数</small>	⑬妊婦	人	
		⑭乳幼児	人	
		⑮高齢者 ※1	人	
		⑯障がい者 ※1	人	
		⑰体調不良者	人	
		⑱その他 ※1	人	
ペット	⑲避難頭数	犬： 匹、猫： 匹、他： 匹		
<b>⑳近隣建物の被害状況</b>				
<b>㉑近隣道路の被害、混雑状況</b>				
<b>㉒避難所運営状況・運営委員会活動状況</b>		<b>㉓避難所運営応援職員の必要性</b>		
<b>㉔避難者名簿作成状況</b>				

## 避難所状況集約用紙（２）

②⑤ 備蓄品使用状況	②⑥ 不足物資・必要物資
②⑦ 市民の要望等	
②⑧ 今後の避難者数や避難所状況、運営の見通し等	
②⑨ 在宅、車中、公園等の避難所外避難者の状況	
③⑩ ヘリコプター臨時離着陸場（グラウンド）の被害・状況（※2）	
③⑪ その他被害、報告事項	

※2 該当施設のみ報告

## 2-4 配備人員報告書

部	班
---	---

年 月 日 ( ) 時 分現在				
報告者	課名		氏名	

No.	所属名	職	氏 名	性 別	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
合 計					人

注：性別欄（男性＝「1」、女性＝「2」）

## 2-5 平塚市防災行政無線局管理運用規程

制 定 昭和55年4月30日告示第38号  
最近改正 令和5年10月23日告示第420号

(趣旨)

第1条 この告示は、平塚市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他一般行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため設置する平塚市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(無線局の種類等)

第2条 無線局の種類は、次のとおりとする。

親局	子局に対し通報を送信する無線局をいう。
中継局	親局から発信された通報を子局に対し再送信する通信設備をいう。
子局	親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

2 無線局は、次の各号に掲げるその種類に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に設置する。

- (1) 親局 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所内
- (2) 中継局 平塚市土屋3, 960番3
- (3) 子局 別に定める場所

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別に定める。

(無線系関係職員)

第4条 無線系(無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。以下同じ。)に総括管理者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災・危機管理監をもつて充てる。

2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 管理者は、防災行政無線主管課長をもつて充てる。

2 管理者は、総括管理者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行い、通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、総括管理者が本市職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行う。

(無線従事者)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った人数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもつて無線従事者名

簿(別記様式)を作成するものとする。

- 4 無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、当該無線局及びその附帯設備の管理及び運用の業務を行い、無線業務日誌を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、管理者が本市職員のうちから指名し、これに充てる。

- 2 通信取扱者は、無線従事者の命を受け、電波法等関係法令を遵守し、電波法等関係法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届を整理保管しておくものとする。

(無線局の運用方法)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 毎月点検
- (3) 年点検

- 2 保守点検の責任者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者
- (2) 毎月点検 管理者
- (3) 年点検 総括管理者

- 3 点検者は、予備装置及び予備電源について毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

- 4 点検者は、点検の結果その異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

- 2 訓練は、住民への警報及び通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法、関係法令等の研修を行うものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、無線局の管理及び運用について必要な事項は、総括管理者が定める。

付 則

この告示は、昭和55年5月1日から施行する。

付 則(昭和56年6月12日告示第70号)

この告示は、公表の日から施行し、昭和56年6月9日から適用する。

附 則(昭和62年8月27日告示第168号)

この告示は、公表の日から施行し、昭和62年7月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日告示第60号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第121号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日告示第95号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第92号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第106号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第90号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月24日告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年9月25日告示第185号）

1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、題名、第1条及び第5条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

2 この告示の施行の日から令和元年9月30日までの間におけるこの告示による改正後の第6条第1項の規定の適用については、「防災行政無線主管課長」は、「防災危機管理部危機管理課長」に読み替えるものとする。

附 則（令和3年5月25日告示第213号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年10月23日告示第420号）

この告示は、公表の日から施行する。



## 2-6 平塚市防災行政無線局運用規程

昭和55年4月30日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、平塚市防災行政無線局管理運用規程（昭和55年告示第38号。以下「管理規程」という。）の規定に基づき、平塚市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(回線構成及び配置先)

第2条 無線局の回線構成は別表第1、無線局（子局に限る。）の配置先は別表第2のとおりとする。

(放送の種類)

第3条 放送の種類は、定時放送及び随時放送とする。

(放送の実施者)

第4条 定時放送は、防災行政無線主管課が行うものとする。

2 随時放送は、必要に応じ、防災行政無線主管課が行うものとする。ただし、市の休日、夜間等における随時放送は、消防本部が行うものとする。

(放送事項)

第5条 放送事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 一般行政事務で市民の理解と協力を求めるもの
- (3) その他市長が特に必要があると認めるもの

(放送時刻等)

第6条 定時放送は、チャイム放送とし、その放送時刻は、次の表によるものとする。

チャイム放送	4月から9月まで	午後5時30分
	10月から翌年3月まで	午後4時30分

2 随時放送に当たっては、他局の定時放送等の時間帯に十分注意の上放送するものとする。

(放送の申込み)

第7条 放送の申込みは、次に定めるところによる。

(1) 随時放送にあつては、防災行政無線放送依頼票（別記様式）又は文書により管理者（管理規程第6条に規定する管理者をいう。）に申し込むものとする。ただし、緊急の場合でこれにより難いときは、この限りでない。

(2) 災害対策本部設置後の放送は、総括管理者（管理規程第5条に規定する総括管理者をいう。以下同じ。）の指示に従うものとする。

（放送の制限）

第8条 総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の記録）

第9条 無線従事者（管理規程第8条に規定する無線従事者をいう。）は、放送を行つたときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（放送の区分）

第10条 放送の区分は、次の表のとおりとする。

一斉放送	全市域を対象とする放送
個別放送	市域の一部を対象とする放送

付 則

この訓令は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月8日訓令第8号）

この訓令は、昭和58年10月11日から施行する。

附 則（平成2年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成3年6月24日訓令第8号）

この訓令は、令達の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月31日訓令第9号）

この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月20日訓令第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 0 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 3 1 日訓令第 1 7 号）

この訓令は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 3 1 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 月 2 0 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 1 6 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 9 月 3 0 日訓令第 1 5 号）

この訓令は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 8 月 3 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 5 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 2 月 1 8 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 2 2 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号ただし書及び別表第 2 の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 2 月 1 3 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 2 7 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 9 月 3 0 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 3 0 日訓令第 3 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日訓令第 2 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 25 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 25 日訓令第 3 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 15 日訓令第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（「

5 1	湘南農協大野支所	〃	東真土一丁目 2 番 2 1 号
-----	----------	---	------------------

」を「

5 1	唐ヶ原	〃	唐ヶ原地内
-----	-----	---	-------

」に、「

1 2 4	平塚市見附台公園南側	〃	見附町 1 6 番 1 号
-------	------------	---	---------------

1 2 5	唐ヶ原	〃	唐ヶ原地内
-------	-----	---	-------

」を「

1 2 4	平塚市見附台公園南側	〃	見附町 1 6 番 1 号
-------	------------	---	---------------

」に改める部分に限る。）は、令達の日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 23 日訓令第 8 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 19 日訓令第 4 号）

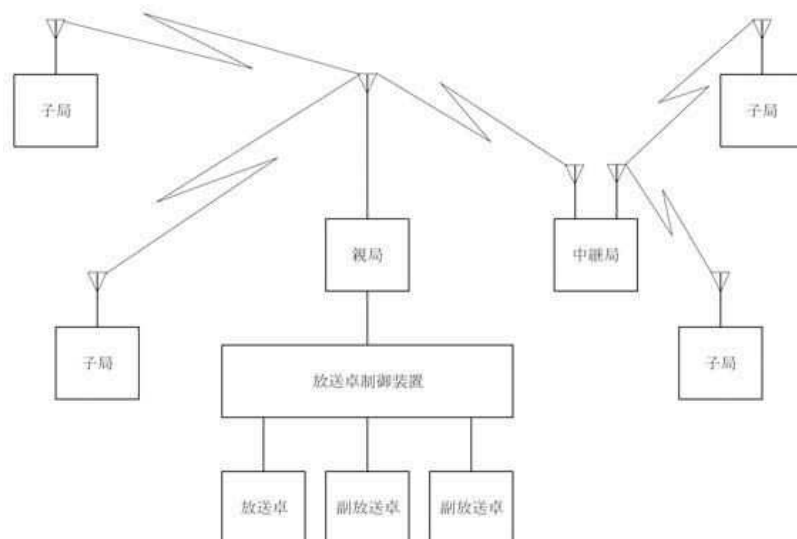
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 3 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令達の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

回線構成図



別表第 2（第 2 条関係）

配置先表

番号	配置先	位置
1	梅屋	平塚市紅谷町 5 番 2 0 号
2	平塚市見附台公園北側	〃 見附町 1 6 番 3
3	平塚市八間通り公園	〃 立野町 1, 7 0 4 番
4	市営虹ヶ浜住宅	〃 虹ヶ浜 2 1 番 2 号
5	平塚市花水台公園	〃 花水台 1 7 6 番 9
6	平塚市立花水小学校	〃 龍城ヶ丘 5 番 6 2 号
7	平塚市羽衣公園	〃 桃浜町 2 2 3 番
8	平塚市高浜公園	〃 高浜台 1 番 1 7
9	湘南高浜台ハイツ緑地	〃 高浜台 1 番 1 9
1 0	平塚市消防分団第 2 分団庁舎	〃 八重咲町 1 9 番 2 9 号
1 1	平塚市桜河岸公園	〃 千石河岸 1 3 番 7
1 2	平塚市立須賀公民館	〃 夕陽ヶ丘 6 0 番 3 2 号
1 3	平塚市馬入ふれあい公園	〃 中堂 2 4 6 番 1
1 4	平塚市八千代町公園	〃 八千代町 1 8 番 1
1 5	平塚市消防署南原出張所	〃 南原一丁目 2 6 番 8 号
1 6	平塚市桜ヶ丘ポンプ場	〃 桜ヶ丘 6 番 3 5 号

1 7	平塚市消防分団第 1 分団庁舎	〃	平塚四丁目 2 番 1 号
1 8	平塚市大久保公園	〃	諏訪町 1, 4 4 9 番 1
1 9	平塚市立旭小学校	〃	河内一丁目 4 番 1 号
2 0	高村団地 1 2 号棟	〃	高村 2 0 3 番地
2 1	平塚市立松延小学校	〃	纏三丁目 2 1 番 1 号
2 2	県営平塚山下団地	〃	山下二丁目 2 番 1 5 号
2 3	平塚市消防分団第 9 分団庁舎	〃	西八幡三丁目 1 番 5 0 号
2 4	平塚市立大野小学校	〃	東真土二丁目 1 番 1 号
2 5	四之宮四丁目	〃	四之宮四丁目 7 4 9 番 3
2 6	市営東中原住宅	〃	東中原二丁目 1 5 番 5 号
2 7	平塚市消防分団第 1 1 分団庁舎	〃	御殿二丁目 8 番 2 1 号
2 8	平塚市役所本館	〃	浅間町 9 番 1 号
2 9	平塚市立岡崎公民館	〃	岡崎 3, 6 3 4 番地
3 0	小田急ふじみ野団地	〃	ふじみ野一丁目 5, 9 7 0 番 1 5
3 1	平塚市消防分団第 1 5 分団庁舎	〃	入野 1 0 5 番地
3 2	平塚市消防分団第 1 4 分団庁舎	〃	豊田本郷 1, 6 5 8 番地の 2
3 3	平塚市立豊田小学校	〃	豊田宮下 5 5 2 番地
3 4	平塚市消防分団第 1 2 分団庁舎	〃	田村六丁目 2 2 番 1 6 号
3 5	大神二丁目	〃	大神二丁目 1, 7 9 4 番
3 6	神奈川県水道局金目配水池	〃	南金目 2, 4 0 6 番 2
3 7	平塚市立金目小学校北側	〃	南金目 9 0 7 番地
3 8	平塚市真田久保公園	〃	真田二丁目 3 番 2
3 9	広川	〃	広川 6 1 8 番
4 0	平塚市消防分団第 1 3 分団庁舎	〃	小鍋島 6 2 4 番地の 1
4 1	大島 (十輪寺隣り)	〃	大島 8 2 0 番 1
4 2	平塚市立吉沢公民館	〃	上吉沢 3 9 5 番地の 1
4 3	上吉沢 (台)	〃	上吉沢 1, 3 1 3 番
4 4	下吉沢	〃	下吉沢 6 4 7 番 3

4 5	平塚市消防分団第 1 7 分団庁舎	〃	土屋 9 9 1 番地の 3
4 6	平塚市愛宕山公園	〃	土屋 3, 9 6 0 番 3
4 7	土屋 (遠藤原)	〃	土屋 5 7 8 番地
4 8	土屋 (小熊)	〃	土屋 2 5 1 番
4 9	平塚市消防署神田出張所	〃	横内 1, 0 1 8 番地
5 0	平塚市立金目小学校南側	〃	南金目 9 0 7 番地
5 1	唐ヶ原	〃	唐ヶ原地内
5 2	ひらつか市民プラザ	〃	紅谷町 1 8 番 8 号
5 3	平塚漁港	〃	千石河岸 2 9 番 9 号
5 4	平塚市黒部丘第二公園	〃	黒部丘 3 1 9 番 6
5 5	平塚市立富士見小学校	〃	中里 1 0 番 1 号
5 6	平塚市立神明中学校	〃	四之宮一丁目 1 0 番 1 号
5 7	平塚市真土大塚山公園	〃	西真土三丁目 1, 0 1 9 番 1
5 8	平塚市立南原公民館	〃	南原二丁目 1 5 番 1 号
5 9	平塚市立旭陵中学校	〃	日向岡二丁目 9 番 1 号
6 0	撫子原	〃	撫子原 7 0 番 1
6 1	平塚市青柳公園	〃	代官町 1 8 番 1
6 2	平塚市公所公園	〃	公所 4 番
6 3	平塚市立崇善小学校	〃	浅間町 4 番 3 号
6 4	平塚市立八幡小学校	〃	東八幡三丁目 8 番 1 号
6 5	西八幡二丁目	〃	西八幡二丁目 3 番 5 4 号
6 6	平塚市立八幡公民館	〃	西八幡一丁目 1 0 番 2 2 号
6 7	泉蔵院前	〃	四之宮三丁目 3 2 6 番 2
6 8	平塚ふじみ園	〃	四之宮六丁目 1 5 番 1 号
6 9	西福寺	〃	横内 2, 2 9 1 番地
7 0	新田	〃	横内 3, 6 7 2 番
7 1	田村十字路	〃	田村八丁目 6, 3 8 2 番 1
7 2	駒返橋	〃	田村五丁目 5, 4 1 1 番

7 3	平塚市立大神公民館	〃	大神五丁目 1 2 番 1 7 号
7 4	ダイアパレス平塚御殿	〃	御殿一丁目 1 9 番 3 8 号
7 5	神奈川県立湘南支援学校	〃	御殿四丁目 1 4 番 1 号
7 6	平塚市中原公園	〃	中原二丁目 1, 2 4 3 番 3
7 7	新大縄橋	〃	中原三丁目 9 1 8 番
7 8	打間木	〃	豊田打間木 6 4 5 番 2
7 9	鈴川緑地	〃	南豊田 1 9 3 番 3
8 0	小鍋島	〃	小鍋島 1, 4 0 3 番
8 1	下島八幡神社	〃	下島 6 2 5 番地
8 2	城所	〃	城所 9 6 1 番
8 3	城所山	〃	城所 1, 4 9 0 番
8 4	丸島	〃	岡崎 3, 1 3 3 番
8 5	別北	〃	岡崎 3 1 2 番 1
8 6	片岡神社	〃	片岡 1, 2 4 1 番地
8 7	平塚市立みずほ小学校前	〃	北金目二丁目 5 3 9 番 6
8 8	平塚市もえぎ第 1 公園	〃	真田四丁目 5 4 7 番 1
8 9	大久保自治会館	〃	北金目三丁目 3 4 番 7 号
9 0	片岡北	〃	片岡 2 0 番 1
9 1	青柳	〃	南金目 3 0 2 番
9 2	千須谷	〃	千須谷 1 4 番 1
9 3	寺田縄	〃	寺田縄 1 9 3 番 1
9 4	長持熊野神社	〃	長持 5 3 2 番地
9 5	飯島	〃	飯島 1 番 1
9 6	霞橋	〃	長持 1 8 1 番
9 7	平塚市山下緑地	〃	山下一丁目 2 8 8 番 1
9 8	農協教育センター前	〃	高根二丁目 1 2 8 番 2
9 9	進和学園	〃	万田二丁目 2 9 番 1 6 号
1 0 0	出縄広場	〃	出縄 3 6 8 番

1 0 1	根坂間八坂神社	〃	根坂間 1 6 3 番地
1 0 2	公所	〃	公所 3 2 2 番
1 0 3	徳延三丁目	〃	徳延三丁目 2 1 3 番 1 先
1 0 4	纏一丁目	〃	纏一丁目 5 7 4 番 2 先
1 0 5	寺分自治会館	〃	土屋 1, 4 2 2 番地
1 0 6	早田自治会館	〃	土屋 2, 3 2 4 番地
1 0 7	琵琶	〃	土屋 3, 3 1 1 番地先
1 0 8	湘南農協土沢支所	〃	土屋 2, 4 9 6 番地
1 0 9	四十畑	〃	上吉沢 2, 2 6 7 番
1 1 0	平塚市総合公園	〃	大原 1 番 1
1 1 1	海岸 3 (虹ヶ浜)	〃	虹ヶ浜 2 3 番 9 先
1 1 2	海岸 2 (袖ヶ浜)	〃	袖ヶ浜 9 0 番 1 6 2 先
1 1 3	海岸 1 (高浜台)	〃	高浜台 1, 9 9 8 番 1
1 1 4	平塚田村団地	〃	田村二丁目 1 0 番 1 7 号
1 1 5	吉際	〃	吉際 1 7 2 番
1 1 6	平塚市鮫川東公園	〃	東八幡三丁目 7 1 6 番 3
1 1 7	平塚市消防署旭出張所	〃	公所 7 0 2 番地の 6
1 1 8	田村 (桜並木通り)	〃	田村八丁目 6, 3 3 4 番地先
1 1 9	平塚市消防分団第 1 0 分団庁舎	〃	東真土二丁目 1 7 番 2 号
1 2 0	枝大島	〃	大島 1, 4 4 6 番地先
1 2 1	須賀新田	〃	須賀 2, 7 0 0 番地
1 2 2	須賀大浜	〃	千石河岸 2, 0 0 2 番 4
1 2 3	新町	〃	新町 2 番
1 2 4	平塚市見附台公園南側	〃	見附町 1 6 番 3
その他市長が必要と認めたところ			

別記様式（第7条関係）

別記様式(第7条関係)

防災行政無線放送依頼票

(宛先)

危機管理課長

押印欄

次のとおり、防災行政無線放送を依頼します。

依頼日時	年 月 日		
依頼課	課		担当
担当者名		内 線	
表題			
内容			

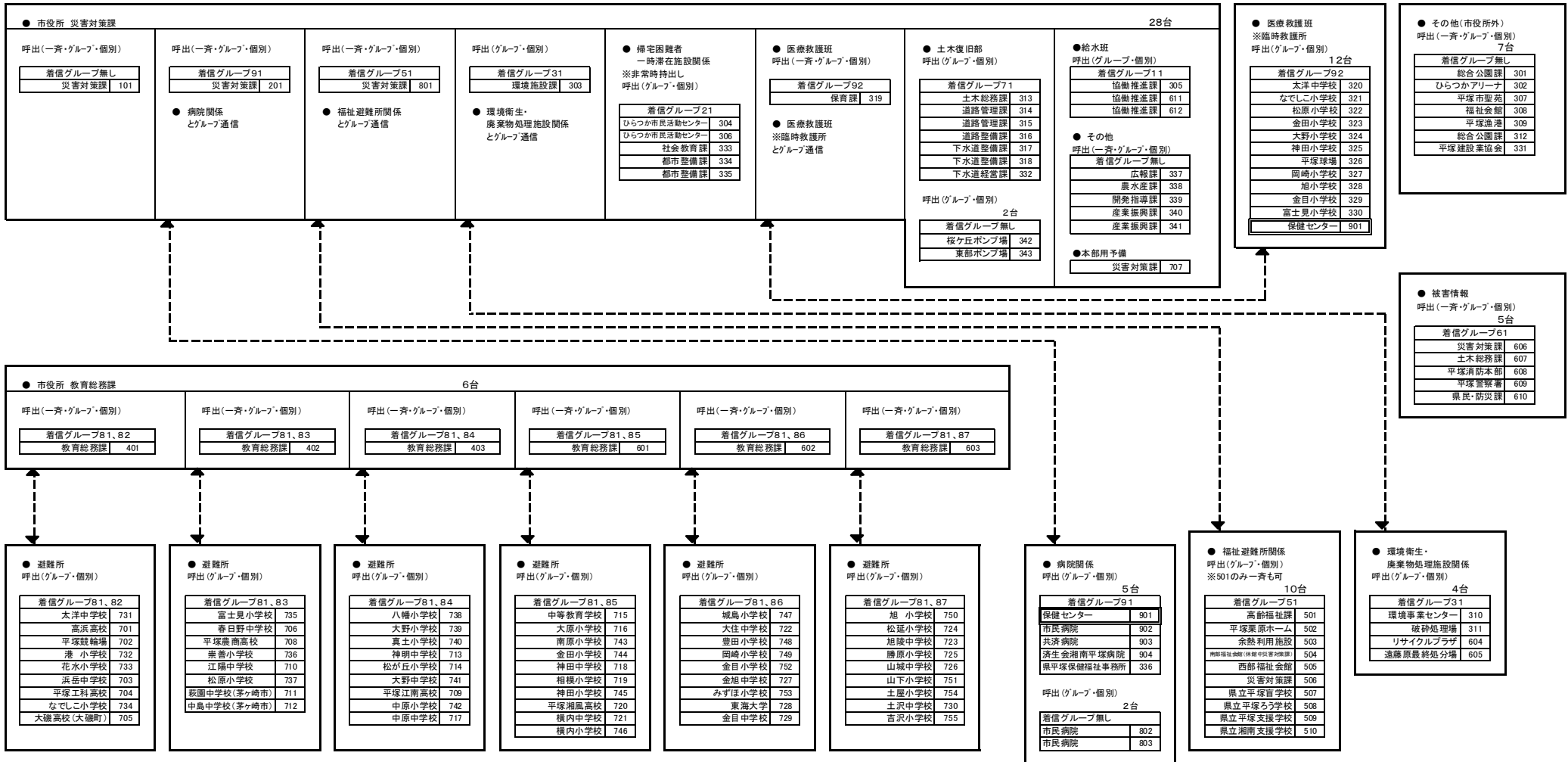
## 2-7 防災用デジタルMCA無線連絡体系図

### 防災用デジタルMCA無線連絡体系図(全132台)

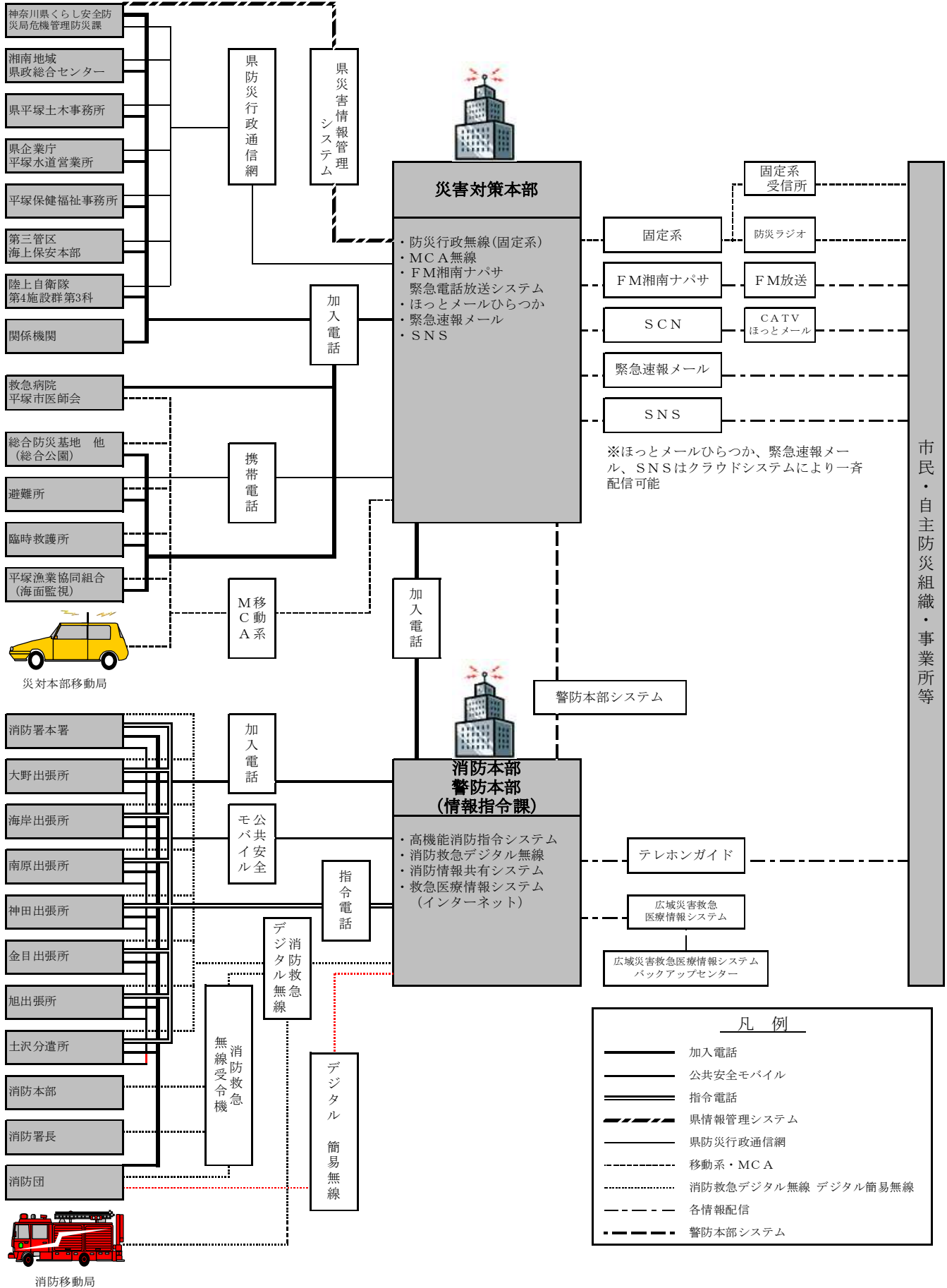
※ 二重仲接点は重複表記

通話形態

令和7年12月1日 現在



## 2-8 通信連絡系統図



## 2-9 平塚市防災行政無線（固定系）

### ① 通信設備

令和7年12月現在

管理担当部課	形状	設置数	出力 (W)	周波数
市長室 危機管理課	親局 (市役所本館内)	1	5	「親局」 61.49 MHz
	中継局 (土屋3, 960番3)	1	1 (親局向け) 0.5 (子局向け)	「中継局 (親局向け)」 61.49 MHz 「中継局 (子局向け)」 57.89 MHz
	子局 (受信所)	123	—	

### ② 戸別受信機（防災ラジオ）

令和7年12月現在

配置数	672	配置先	自主防災組織・公共施設・社会福祉施設・津波避難ビル・指定避難所等
-----	-----	-----	----------------------------------

## 2-10 防災用デジタルMCA無線

令和7年12月現在

管理担当部課	形 状		設置数	出力 (W)	周 波 数
市長室 災害対策課	指令局	災害対策課	2	2	「送信波」 930.025～ 939.975MHz 「受信波」 850.025～ 859.975MHz
		教育総務課	6		
	移動局	ポータブルタイプ (避難所)	54		
		ポータブルタイプ (病院他)	67		
		ハンディータイプ	3		

## 2-11 神奈川県防災行政通信網

令和7年12月現在

区分	設置課名	番号	設置課名	番号	
専用 電話	消防本部 情報指令課	2051	広報課	2052	専用電話 8台 閉域スマホ 2台
	環境政策課	2056	保育課	2055	
	行政総務課	2054	道路管理課	2057	
	企画政策課	2053	災害対策課	2050	
スマホ 閉域	災害対策課	3050	消防本部 情報指令課	3051	

## 2-12 消防用無線

### ① 通信設備

令和7年12月現在

管理担当部課	形状		設置数	出力(W)
消防本部消防総務課	基地局 (デジタル)		1	20
	移動局	車載 (デジタル)	41	5
		携帯 (デジタル)	1	5
			36	2
		卓上型 (デジタル)	8	5
		携帯 (アナログ)	4	5
	※1		58	1

※1 携帯（アナログ）1Wには署活アナログ57機を含む

### ② 消防無線受令機

令和7年12月現在

設置箇所	設置数
団本部車両及び 第1～19分団消防車両等	23台

## 2-13 平塚市防災行政無線の運用

### 1 通信方法

固定系の通信は、屋外受信所及び戸別受信機により行う。

### 2 通信の種類

通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき行う緊急を要する通信
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (3) 一斉通信 複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- (4) 個別通信 2局無線局間で個別に行う通信

### 3 取扱い順位

災害時における無線通信の取扱い順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 緊急・一斉通信
- (2) 緊急・個別通信
- (3) 一般・一斉通信
- (4) 一般・個別通信

### 4 通信の運用

通信の運用は、次により行う。

一斉通信(固定系)

市民等に対し、地震災害対策計画及び風水害等対策計画に定める事項について、全市域、単位区域、又は複数の区域について放送を行う。

### 5 通信の統制

災害時に通信が輻輳した場合、又は輻輳のおそれがある場合は、通信統制を行い、重要度の高い通信を優先させる。

## 2-14 報道関係機関一覧表

区分	機 関 名	機 関 名
放 送	テレビ神奈川湘南支局	N H K 横浜放送局小田原支局
	湘南ケーブルネットワーク	T B S テレビ神奈川担当
	湘南平塚コミュニティ放送	日本テレビ小田原支局
	テレビ朝日小田原支局	フジテレビ小田原支局
新 聞 社 な ど	読売新聞平塚通信部	朝日新聞湘南支局
	毎日新聞湘南通信部	共同通信社横浜支局
	神奈川新聞平塚支局	東京新聞小田原通信局
	タウンニュース平塚編集室	湘南ジャーナル